

<抜刷り>

# 富士見市立資料館調査研究報告

## 第2号

富士見市立考古館開館50周年記念号

2024.12.28

埼玉県 富士見市立資料館

講演記録	荒井幹夫	無我夢中 - 考古館創成期 -
講演記録	会田明	市民の好奇心が考古館を変えた
回想	和田雅子	とにかく熱かった
論文	和田晋治	縄文中期勝坂式期の猪装飾付土器
論文	早坂廣人	花積下層～関山式土器について
事例報告	駒木敦子	公民館で「社会教育施設の専門職」について考えた
★研究ノート	山野健一	石鳥居が伝える江戸と鶴馬の結びつき
研究ノート	田ノ上和宏	入間ごぼうに関する調査と考察
資料紹介	佐藤一也	上内手遺跡第10地点出土の陶磁器
資料紹介	高橋宏之	南通遺跡出土の下小野系土器について
資料紹介	大野朝日	新田遺跡第1号住居跡について
資料紹介	齋藤麻那	打越遺跡出土の押出型石匙について
資料紹介	菅沼慎太郎	南通遺跡近世墓坑と出土銭貨

※1 本文中の執筆者の肩書きは2024年3月31日時点です

※2 見開きの左側に偶数ページがくると見やすいように編集しています  
両面印刷する場合はこのページごと印刷することをおすすめします  
2ページずつ印刷する場合はこのページを飛ばして印刷してください

※3 抜刷り共通の表紙です。該当する記事に★を付けています

<研究ノート>

## 石鳥居が伝える江戸と鶴馬の結びつき

山野健一（難波田城資料館）

### はじめに

昭和 56 年(1981)、富士見市立資料館の前身である市立考古館が主催した「石碑めぐりと拓本講習会」の終了後、受講者が活動を継続し、2年後に「考古館友の会拓本部会」が発足した（現在は「資料館友の会拓本部会」）。部会では拓本による調査記録活動を行い、冊子を刊行してきた。その成果の一つである『富士見市石造物調査記録〔I〕勝瀬地区・鶴馬地区』には、下鶴馬氷川神社の境内にある江戸時代から昭和にかけて建立された多くの石造物が記録されている。中でも万延 2 年(1861)の石鳥居、明治 26 年(1893)の獅子像、大正 8 年(1919)の手水鉢、昭和 2 年(1927)の土地奉納記念碑には、江戸東京に住んでいたと思われる発願人・奉納人の名前が刻まれている。

江戸時代、鶴馬村は上鶴馬・中鶴馬・下鶴馬に分かれており、それぞれに名主をはじめとする村役人がいた。『新編武蔵風土記稿』には「氷川社二字 共に村の鎮守なり、一は村内来迎寺、三光院両寺持、一は村内瑠璃光寺持」とあり、村内には 2 社の氷川神社が鎮座していた。来迎寺・三光院が別当を務めたのが下鶴馬の氷川神社（富士見市鶴馬二丁目）、瑠璃光寺が別当を務めたのが上鶴馬の氷川神社（富士見市諏訪一丁目）で、両社ともに村の鎮守だった。

本稿では、下鶴馬氷川神社の境内入口に立つ石鳥居の発願人として刻まれた妻屋清兵衛と鶴馬村との関係を、横田正志<sup>まさし</sup>家文書などを中心にしてあきらかにしていきたい。

### 1) 二つの妻屋

下鶴馬氷川神社の石鳥居は、万延 2 年(1861)3 月に氏子中が 奉納したもので、台座に世話人



第 1 図 下鶴馬氷川神社石鳥居（上）と柱に刻まれた妻屋清兵衛の文字（右）



の名前が刻まれている。向かって右の台座裏には、下鶴馬の名主横田源五兵衛・組頭星野宗兵衛・同横田善兵衛・百姓代星野吉五郎の名前がある。左の台座裏には、中鶴馬の名主萩原庄右衛門・組頭萩原岡右衛門・百姓代加藤宗(惣)左衛門に加えて嶋田万右衛門・横田藤吉の名前がある。これらの鶴馬村の住人に加えて、向かって左の柱の裏に「発願主 東都神田川妻屋清兵衛」と刻まれている。江戸時代の鶴馬村で「妻屋」といえば、安永 7 年(1778)から下鶴馬の組頭を勤めていた横田藤吉の屋号として知られている。以後確認できる範囲では明治初年まで 5 代にわたって「藤吉」を名乗っている。初代藤吉の時に副業として質屋を始め、江戸時代後期には醤油の醸造も行ってた。天保 8 年(1837)には川越藩に対して 10 年間で

<p>史料 1</p> <p>乍恐以書付奉願上候</p> <p>鶴馬村下分 横田藤吉 召仕 右村 与頭 善兵衛 名主 横田源五兵衛</p>	<p>右者藤吉義娘江戸外神田新橋妻屋清兵衛方江縁付差遣し置候所、此節不斗病氣之趣藤吉江面会いたし度申越候二付、召仕忝人相連、明十二日出府仕度御暇奉願上候、何卒右願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上</p> <p>文久四子年正月</p> <p>御郡代 御代官 御役所</p>	<p>史料 2</p> <p>乍恐以書付御届ケ奉申上候</p> <p>鶴馬村下分 横田藤吉 召仕 忝人</p> <p>右之者義去ル十二日出府御暇奉願上候処、用濟之上一昨日廿二日帰村仕候二付、乍恐此段以書付御届ケ奉申上候、以上</p> <p>右村 組頭 善兵衛 名主 横田源五兵衛</p> <p>御代官 御役所</p>
---	---	--

800 樽の醤油上納を約束し、この時には名字を許され「横田」姓を名乗っていた。醤油醸造のほかにも才田塩（阿波産の塩）・地糠・荒物類・小売酒など手広く商売を行っていた（天保 13 年 5 月「農間諸商人諸職人名前書上帳」横田正志家文書 2246）。しかし、石鳥居には、江戸を指す「東都」とあることから、ここに刻まれた妻屋は横田藤吉家ではないことがわかる。

文久 3 年(1863)の「御用留」(横田正志家文書 追加 近世 10)には江戸の妻屋清兵衛と鶴馬の妻屋横田藤吉家の関係を示す記載がみられる。史料 1 は、横田藤吉(4 代目)と召使い 1 人が文久 4 年(1864)正月 12 日に江戸に出かける許可を得るために、鶴馬村から川越藩役所に出された願書である。これによると、江戸外神田 新橋 妻屋清兵衛のもとに嫁いだ藤吉の娘がこのたび病になり、藤吉と会いたいと言ってよこしたため、村を離れ江戸に出かけたいとしている。史料 1 に続いて、史料本文は省略するが、文久 3 年(1863)に板橋宿に設置された関門・番所を、藤吉と召使いが通行するために松平大和守(川越藩)家中の原弥五八が発給した手形の写しが記載されている。また、史料 2 は、藤吉

と召使いが所用(娘の見舞い)を終え、正月 22 日に鶴馬村に帰ったことを川越藩の役所に届けた文書の写しである。これらの関連文書から、藤吉の出府願は聞き届けられたと考えられる。

石鳥居の年代と御用留の間には 2 年の間が開いているものの、鶴馬と江戸の二つの妻屋は姻戚関係で結ばれていたのである。清兵衛の居所「江戸外神田新橋」については 3) で詳しくみていきたい。

## 2) 米穀商妻屋清兵衛

ここでは妻屋清兵衛が江戸でどのような商いをしていたのか「諸問屋名前帳」(国立国会図書館所蔵)から見ていきたい。この帳簿は、天保 12 年(1841)に解散を命じられた問屋仲間(いわゆる株仲間)が、嘉永 4 年(1851)3 月に再興されるにあたり作成された。商人・職人間の名前が登録され、再興時から明治初年までの株の譲渡・新規加入・廃業・改印などの情報が記録されている。同帳簿に妻屋清兵衛の名前は 3 か所確認できる。

① 地廻り米穀問屋 関東 8 か国と陸奥から集荷された商人米を引き受けた問屋である。「式

<p>史料3</p> <p>一地廻り米穀問屋</p> <p>安政四巳年八月廿七日 甲斐守殿御内寄合 此清兵衛病身相成、同居之兄清左衛門江家業相讓、同人義同町清吉店江引移渡世仕度願濟、同廿九日申渡</p> <p>安政四巳年八月廿日印形改届出候 妻屋清兵衛<sup>㊦</sup></p> <p>神田久右衛門町壱丁目蔵地 家持</p>	<p>史料4</p> <p>一八ヶ所組米屋</p> <p>安政四巳年八月廿七日 甲斐守殿御内寄合 此清兵衛病身相成候二付、同居之兄清左衛門江家業讓渡、同町清吉店江引移、渡世仕候願濟、同廿九日申渡候</p> <p>安政四巳年八月廿日印形改届出候 妻屋清兵衛<sup>㊦</sup></p> <p>神田久右衛門町壱丁目蔵地家持 家持</p>	<p>史料5</p> <p>一春米屋</p> <p>嘉永六丑年十月十八日 対馬守殿御内寄合 此美代後見伝右衛門病身二相成候二付、同人甥清兵衛江讓願濟、同廿六日申渡</p> <p>安政六未年六月廿七日 因幡守殿御内寄合 此清左衛門義弟清兵衛病氣二付、去々巳年八月家業讓受候処、清兵衛追々病氣全快二付、先前之通此度清兵衛江問屋名題讓戻し願濟、翌廿八日申渡</p> <p>安政六未年六月廿七日 浅草平右衛門町 栄吉店 土浦屋美代後見 伝右衛門<sup>㊦</sup></p> <p>神田久右衛門町壱丁目蔵地家持 妻屋清兵衛<sup>㊦</sup></p>
---	--	--

拾六番組」に神田久右衛門町一丁目蔵地（現・東京都千代田区東神田三丁目）で問屋を営んでいた妻屋清兵衛の記載がある（史料3）。「家持」という記載から同地に米を保管する自らの蔵を持っていたことがわかる。株仲間再興よりもおよそ20年程前の数値になるが、「文政町方書上」（国会図書館）によると神田久右衛門町一丁目には家持5軒、地借24軒、店借54軒とあり、家持が圧倒的に少なかった。安政4年(1857)8月27日、跡部甲斐守良弼が江戸北町奉行の時に、清兵衛は病になったため、同居していた兄

清左衛門に家業を譲ることを願い出て、同29日に許可された。清左衛門は同町の清吉が所有する屋敷に移って家業を行っていることから、問屋株は譲ったものの、蔵は清兵衛が所持し続けたと考えられる。その後、安政6年6月27日、石谷因幡守穆清が江戸北町奉行の時に、清兵衛の病気が全快したため清左衛門から家業（問屋株）の譲り戻しを願い出た。翌日許可され、清兵衛が問屋業を再開した。

② 脇店八ヶ所組米屋 江戸市中で仲買商や仲買と小売を兼ねる米屋で、「佐久間町組」に清

兵衛の記載がある（史料 4）。地廻り米穀問屋は、上方や東海地方から商人米を引き受けた「下り米問屋」、関東 8 か国と陸奥から商人米を引き受けた「関東米穀三組問屋」よりも規模が小さかったといわれる。そのため、脇店八ヶ所組米屋を兼業する場合が多かった。清兵衛は、地廻り米穀問屋と同様に、病気のため一時兄の清左衛門に家業を譲っている。

なお、「地廻り米穀問屋」と「関東米穀三組問屋」の集荷範囲は同一であるが、問屋の所在地が異なり、前者が江戸市中に散在していたのに対して、後者は堀江町・小網町一丁目・小舟町（現・東京都中央区日本橋小舟町、日本橋小網町）の 3 町に居住していた。

③ 春米屋 脇店八ヶ所組米屋から買い入れた玄米を精米し、白米を小売りした。「三番組」に清兵衛の記載が見られるが、株仲間再興の時点で「家業」としていた①②とは様相が異なる（史料 5）。その時点では浅草平右衛門町（現・台東区柳橋一丁目）に住む伝右衛門が土浦屋美代を後見しながら春米屋を営んでいた。しかし、嘉永 6 年(1853)10 月 26 日、井戸対馬守覚弘さとひろの時に、伝右衛門が病気になったため、甥にあたる清兵衛に株を譲ることを願い出て、同 28 日に許可された。地廻り米穀問屋・脇店八ヶ所組と異なり兄の清左衛門へ株を譲った旨の記載が見られない。理由はわからないが、清兵衛は病気の最中にも春米屋だけは継続していたと考えられる。

「諸問屋名前帳」の制約から、商売を始めた時期など、嘉永 4 年の問屋仲間再興以前の状況は不明だが、清兵衛は地廻り米穀問屋と脇店八ヶ所組米屋を兼業していた。さらに親戚筋から春米屋の株を手に入れることにより、米の集荷から仲買、精米、小売りまで一手に行う米穀商となっていた。

### 3) 清兵衛の居所

ここまで見てきた石鳥居の碑文や出府の願書、「諸問屋名前帳」の記載に加えて、江戸時

代の切絵図、明治の地籍図などから清兵衛の居所について検討していく。

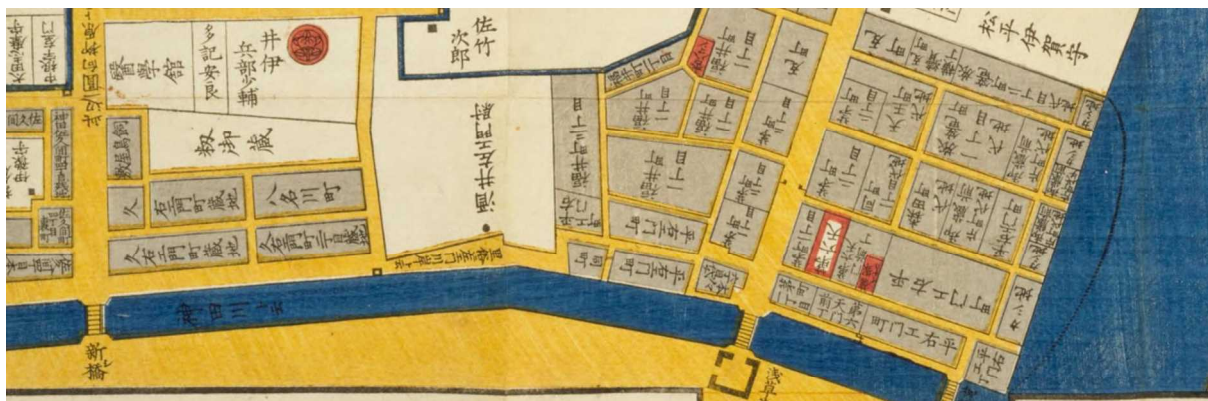
石鳥居に刻まれた「東都神田川」は江戸の神田川を指す。また、願書に記された「外神田」は江戸城から見て神田川の外側、すなわち北岸の地域を指した。「新橋」は神田川に架かる橋で、隅田川との合流点から数えて 3 つ目の橋となる。明治 2 年(1869)に美倉橋と改称され、現在も清洲橋通り上にある。

第 2 図は嘉永 6 年(1853)に刊行された「東都浅草絵図」の一部である。「新シ橋」の北東の区画に「久右衛門町蔵地」の記載が見られる。その右隣に「久右衛門町二丁目蔵地」があることから、ここが「諸問屋名前帳」の「久右衛門町一丁目蔵地」に該当する。久右衛門町は元和 2 年(1616)に材木商久右衛門によって開かれた町である。寛永 18 年(1641)の大火により神田川河岸沿いの荷上場が深川に移転を命じられ、久右衛門町はじめ 35 町が代地を与えられた。しかし、荷上場が遠く商売に差し障ることから移転を願い出て、焚火を禁止することや蔵と蔵の間隔を 9 尺あけることを条件に、享保 5 年(1720)に蔵地割が行われた。

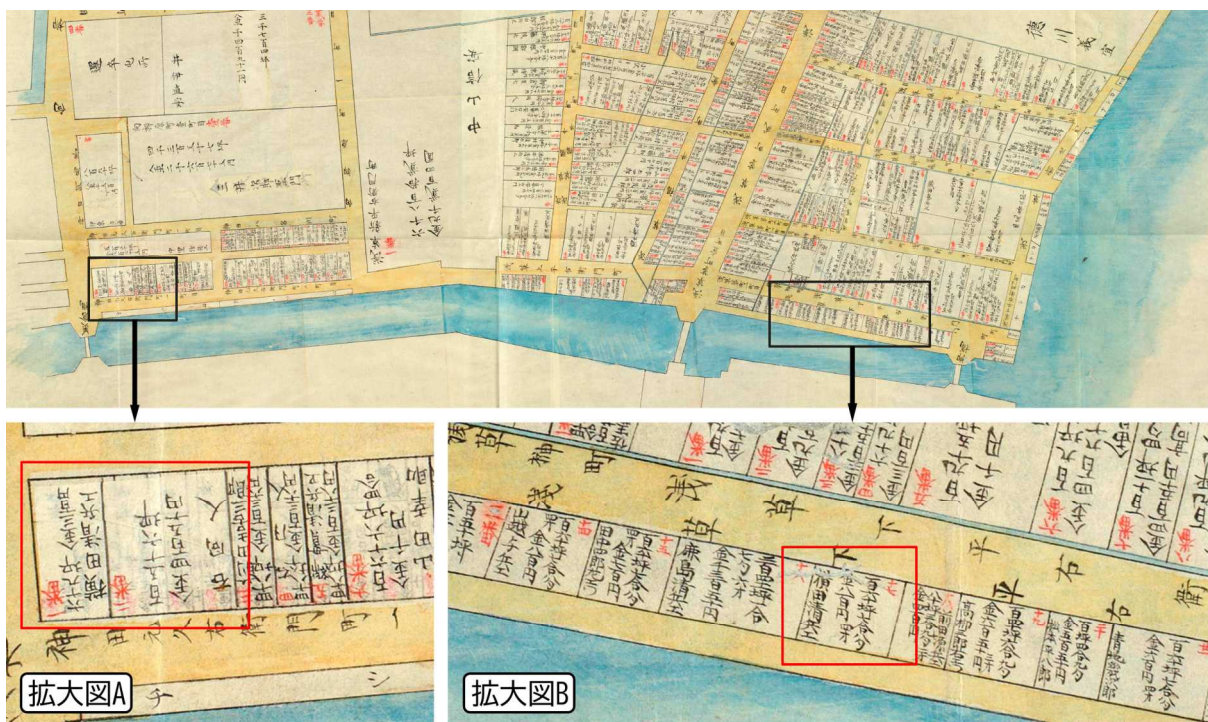
第 3 図は明治 6 年(1873)12 月に東京府地券課が作成した地籍図の一部である。当時の行政区画である第一大区から第六大区まで 76 枚作成された。土地一筆ごとに町名地番と所有者の氏名、面積、売買価格が記されている。神田久右衛門町蔵地は明治 2 年(1869)に「神田元久右衛門町」に改称された。また、神田川沿いの土地は「カシチ」と記載されていることから、明治時代に入っても荷上場として利用され、明治 9 年(1876)に美倉橋と左衛門橋の間の河岸が「鞍地河岸」と命名された。

神田元久右衛門町一丁目は道を挟んで 2 つの区画からなっている。道の南側の区画は、美倉橋側から一番～九番の番号が振られている。この部分には紙が貼られ、修正が行われている。

下の文字は判読できないが、元の土地の区画は太めの区画と細めの区画が交互に並んでいた



第2図 東都浅草図 (部分) 嘉永6年(1853) (国立国会図書館所蔵)



第3図 第五大区沽券地図 (第五大区一、二小区)  
(部分、図中の黒枠・矢印・赤枠は筆者が加筆。東京都公文書館Z H-680)



第4図 浅草橋駅周辺図 (地理院地図より)

<p>史料6</p> <p>送り一札之事</p> <p>当村太右衛門忰</p> <p>一栄次郎</p> <p>年式拾三才</p> <p>右之者此度当村庄助其御町泉屋権兵衛殿右両人仲立ヲ以妻屋清兵衛養子ニ被貰候ニ付差遣シ申候、尤右太右衛門儀御法度之切支丹宗門類族ニ而者無之候、然ル上者当村宗門人別両帳面相除キ可申候間、以来其御町方両御帳面ニ御書載可被成候、為後日送り一札依而如件</p> <p>天保十四卯年</p> <p>松平大和守領分 入間郡鶴馬村</p> <p>名主 源五兵衛<sup>印</sup></p> <p>付札「表書之通差調候処、相違無之候間聞届候 役人誰〇印」</p> <p>江戸浅草下平右衛門町</p> <p>御名主衆中</p> <p>付札「名主 平右衛門殿」</p>	<p>史料7</p> <p>送り一札之事</p> <p>当村庄助忰</p> <p>一栄次郎</p> <p>当巳八才</p> <p>右之男子此度其御町内泉屋権兵衛殿当村藤吉両人仲立ヲ以御町内妻屋清兵衛殿養子ニ貰差遣申候処実正ニ御座候、尤右庄助義御法度之切支丹宗門類族ニ而者無御座、則当村人別帳面相除キ候間、已来其御町内人別御帳面江御書加可被成候為後日送り一札依而如件</p> <p>弘化二乙巳年十一月</p> <p>松平大和守領分 武州入間郡 鶴馬村</p> <p>名主 源五兵衛<sup>印</sup></p> <p>浅草下平右衛門町 御名主衆中</p>
--	---

ことがわかる。細めの区画は蔵と蔵の間に設けられていた9尺の間隔と考えられる。明治になり土地の区画が改められた際に、私有地に取り込まれた様子がうかがえる。一番の区画を見ると、所有者として「横田清兵衛」と記載されている(第3図拡大図A参照)。また、二番の区画も「右同人」とあることから横田清兵衛が所有していることがわかる。

鳥居の建立年代と地籍図の年代にずれがあり、土地の区画も変化しているが、鳥居建立の発願人となり、横田藤吉の娘が嫁いでいた「妻屋清兵衛」は、神田川に架かる新橋のたもとに蔵を構え米穀商を営んでいたのである。また、明治45年(1912)に東京市区調査会が出版した『東京市及接続郡部地籍台帳1』の元久右衛門町一丁目を見ると、地番1と2の所有者が横田清兵衛となっている。地目が「宅地」となっていることから商売を続けているか不明であるが、少なくとも江戸時代末期から明治時代末期までこの地を所有し続けていたことがわかる。

#### 4) 妻屋清兵衛と鶴馬村との結びつき

1) で横田藤吉が妻屋清兵衛に嫁いだ娘の見舞いのため出府した史料をみたが、この他にも清兵衛と鶴馬村の結びつきをうかがわせる史料があるのでみていきたい。

史料6は天保14年(1843)に鶴馬村名主源五兵衛から浅草下平右衛門町名主平右衛門に出された人別送り状である(横田正志家文書1466)。鶴馬村の庄助と浅草平右衛門町の泉屋権兵衛が仲立ちとなり、鶴馬村太右衛門の忰栄次郎を妻屋清兵衛の養子に差し出した際に作成された。浅草下平右衛門町は神田川が隅田川に合流する直前の北岸に位置し、現在の東京都台東区浅草橋一丁目、柳橋一丁目にあたる。川越藩の役人に栄次郎を養子に出す許可を求めた文書(横田正志家文書1500)には「江戸浅草平右衛門町喜八店妻屋清兵衛」とあることから、清兵衛自身が所有していた神田久右衛門町の蔵と異なり、喜八が所有する町家を清兵衛が借りていた

史料8  
差上申一札之事

右之者義当三月中江戸神田川新橋清兵衛方ニ而賞請度由ニ付差遣置候  
処、当八月廿八日病死致候趣申来候間、先方担那寺浅草正覚寺へ相願  
火葬取置仕候、然ル処素々私妹之義故猶又追善為菩提御回向御願奉申  
上候所相違無御座候、仍而一札如件

鶴馬村  
善兵衛妹  
ちせ  
当卯廿一才

御本院  
御役院様

鶴馬村  
当人 善兵衛  
親類  
横田藤吉  
横田源五兵衛

史料9  
明治五壬申年分地  
横田近治郎  
(朱書)「改佐平」  
式番地  
横田なみ

(朱書)「申改」  
一、高拾石七斗式升五合五勺八才  
(付札)「子改」  
一、高八石五斗六升四合八勺三才

ようである。

しかし、天保14年(1843)から明治6年(1873)までのどこかの時点で横田家の所有に変わった。第3図の拡大図Bを確認すると浅草下平右衛門町17番に「横田清兵衛」の名前が確認できる。また、『東京市及接続郡部地籍台帳2』では神田区元久右衛門町一丁目2番に住む横田いくが所有者となっている。

史料7は、弘化2年(1845)11月に浅草平右衛門町の泉屋権兵衛と鶴馬村の藤吉が仲立ちとなり、鶴馬村庄助の悻半次郎を妻屋清兵衛の養子に差し出した際に作成された人別送り状である(横田正志家文書1469)。清兵衛は、史料5から史料6までのわずか2年の間に立て続けに鶴馬村から養子を迎えている。栄次郎が死亡した可能性もあるが、庄助が悻を養子に出していることから、栄次郎に何かしらの不都合があり、仲立ちをした責任から自分の子どもを養子に出した可能性も考えられる。

史料8は、安政2年(1855)3月に鶴馬村善兵

衛の娘ちせが清兵衛に嫁いでいたが、同年8月28日に病死してしまった。清兵衛の菩提寺正覚寺で火葬にされたが、善兵衛は自分の妹であるので菩提回向を願いたいと差し出したものである。善兵衛は下鶴馬の組頭で、藤吉はその分家筋にあたる。

江戸時代後期の20年ほどの期間であるが、婚姻や養子縁組という形で鶴馬村と妻屋清兵衛の間に深い人的つながりがあったことが、史料から明らかとなった。この他に土地所有という側面からのつながりもみられる。

弘化2年(1845)正月の「(田)畑屋舗百姓名寄帳」(横田正志家文書267)には、作成当時の状況に加えて、それ以降の石高や名請人などの異動が付け札で記録されている。その中から横田近治郎家の冒頭文を引用したものが史料9である。横田近治郎は、横田藤吉(5代目、養子)の弟にあたり、明治5年(1872)に分家した。その際、藤吉の所有していた土地の中から10石7斗2升5合5勺8才を分地された。付け札



によると、子年（＝明治9年）に所有者が「横田なみ」に変わった。なみの住所は東京神田元久右衛門町一丁目二番地となっている。これは3)でみた横田清兵衛の住所と一致している。このことから横田なみは、横田清兵衛に嫁いだ、横田藤吉（4代目）の娘と考えられる。

近治郎が分家した際に4代目藤吉の妻さと・七男治三郎も5代目藤吉のもとを離れ、近治郎の家に移った。横田清兵衛に嫁いで東京に居住しているにもかかわらず、なみが近治郎の所有地を相続することになった経緯や理由は不明であるが、さとの娘であったことが理由の一つと考えられる。

### むすびにかえて

下鶴馬氷川神社の石鳥居に刻まれた「東都神田川妻屋清兵衛」の文字から、その商いや所在地について検討してきた。その結果、神田川に架かる新橋のたもとにある神田久右衛門町一丁目蔵地に蔵を構え、問屋・仲買・小売りを兼ねる米商人であることがわかった。また、単なる商人ではなく、鶴馬村と婚姻・養子縁組でも結ばれる関係であった。

江戸と鶴馬村との結びつきという点では、新河岸川舟運が重要だった。鶴馬村を含め、江戸時代から明治時代にかけて富士見市域には6つの河岸場があった。新河岸川を下って江戸東京に出荷された下り荷として農産物・醸造品・建築材料・燃料など、川を遡って江戸東京から運ばれてきた上り荷として、日常雑貨・地元で作れない食品や調味料・肥料などがあった。

妻屋清兵衛が扱っていた米も下り荷に含まれており、鶴馬村からの出荷先の一つともいえる。

現状では史料的な裏付けができないため推測の域をでないが、清兵衛の店は、妻屋という屋号、横田という名字、養子・姻戚関係などから、単なる出荷先ではなく、鶴馬村の妻屋の江戸における支店のような存在であった可能性も指摘しておきたい。

### 参考文献

- 資料館友の会拓本部会 2002『富士見市石造物調査記録  
〔I〕勝瀬地区・鶴馬地区』  
中村陽平 2011「板橋宿の木戸・関門についての一考察」  
板橋区立郷土資料館紀要(18), 53-66  
土肥鑑高 1981『江戸選書 7 江戸の米屋』吉川弘文館  
富士見市 1994『富士見市史 通史編 上巻』  
富士見市立難波田資料館 2010『平成 22 年春季企画展  
展示図録 富士見のみそ・しょうゆ』